17 分の 1 に相当する額及び符号 AN の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）の額

G　下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る当該年度における元利償還金

H　下水道事業債特例措置分の当該年度における元利償還金

I　下水道事業債臨時措置分の当該年度における元利償還金（符号 AN の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）

J_n　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（更新事業に区分された地方債、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 17 年度以前において発行を許可された地方債並びに平成 18 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分、下水道事業債特別措置分、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した特定環境保全公共下

17 分の 1 に相当する額及び符号 AH の総務大臣が算定して通知した額の基礎となった元利償還金を除く。）の額

G　下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る当該年度における元利償還金

H　下水道事業債特例措置分の当該年度における元利償還金

I　下水道事業債臨時措置分の当該年度における元利償還金（符号 AH の総務大臣が算定して通知した額の基礎となった元利償還金を除く。）

J_n　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（更新事業に区分された地方債、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 17 年度以前において発行を許可された地方債並びに平成 18 年度から令和 3 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分、下水道事業債特別措置分、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した特定環境保全公共下